

被処分者の氏名又は法人名称	前橋 正則
登録番号又は法人番号	88090735
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所所在地	神奈川県横浜市中区末吉町3丁目61番地 伊勢佐木町レインボーマンション310
処分年月日	令和2年7月16日
処分内容（種類）	令和2年7月23日から同年9月22日まで2月間の行政書士業務の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、4店舗の社交飲食店に係る風俗営業の許可申請手続において、各店舗の営業が、4店舗の業務全般を統括する法人の代表者（以下「A」という。）によって行われることを知りながら、Aほか4名から依頼を受け、Aとは異なる4名の名義で許可申請を行い、神奈川県公安委員会から営業許可を受けた。</p> <p>このことは、行政書士法第14条に規定する「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものであり、法第14条第2号の懲戒処分事由に該当する。</p>